

令和3年度 事業計画

(令和3年5月1日～令和4年4月30日)

新型コロナウイルス感染症拡大によるニューノーマルに適切に対応しつつ、引き続き、公益社団法人として、それに相応しい協議会運営の下、公益性の高い諸施策を基本に置き、製造業部会及び小売業部会の両部会が連携し、所管する公正競争規約の運用を中心としたそれぞれの部会固有の事業等を効果的・積極的に推進する。その推進に当たっては、一般消費者の視点に立ち、一般消費者による自主的かつ合理的な選択に資するとともに、家電製品の取引の公正化を図り、もって国民生活の安定と家電業界の健全な発展に寄与することを目指すものとする。

また、家電業界全体がより高度な表示等のルールを遵守するようにするため、「景品表示法」などの法令、「公正競争規約」などの自主規制ルールに関する啓発活動を積極的に実施することにより、会員におけるコンプライアンス関連人材の育成を支援するとともに、新規会員の加入促進などに努めることにより、協議会の円滑かつ適切な運営を図るものとする。

第1 事業計画の概要

I 規約の厳正かつ適正な運用等

平成26年度の景品表示法改正により導入された「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置」等への適切な対応を図りつつ、次のとおり、所管する規約の厳正かつ適正な運用等を図る。

- 1 製造業表示規約の周知徹底・普及促進、被疑事案の調査・是正指導
 - (1) 規約違反事案に対する厳正かつ適正な措置
 - (2) 規約の変更等に伴う解説書の改訂及び改訂内容の周知
 - (3) 広告・表示に関わる調査・研究及び新たな基準の策定

- 2 製品業景品規約の周知徹底・普及促進、被疑事案の調査・是正指導
 - (1) 規約違反事案に対する厳正かつ適正な措置
 - (2) 「景品規約普及強化月間」の実施
 - (3) 規約の周知徹底・普及啓発のための研修会等の充実

- 3 小売業表示規約の周知徹底・普及促進、被疑事案の調査・是正指導
 - (1) 規約違反事案に対する厳正かつ適正な措置
 - (2) 「正しい表示 店頭キャンペーン」の実施及び新たな実施方法等の周知徹底
 - (3) ネット通販の拡大に伴い新たに生じる規約運用上の諸課題への適切な対応

- 4 規約の厳正かつ適正な運用に資する諸施策
 - (1) 消費者モニター制度及び消費者懇談会等の活用

- (2) メーカー希望小売価格撤廃情報の周知
- (3) シンボルマーク認知度向上のための取組等広報活動の推進
- (4) 部会間、本部・支部間における連携の強化
- (5) 関係行政機関、関係団体との連携の強化

II 公正な取引の推進

独占禁止法、景品表示法等に関連するセミナーの開催、具体的な調査・研究等を通じ、会員のコンプライアンスの向上及びコンプライアンス関連人材の育成を支援する。

- (1) 「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針Q&A」に関するeラーニング用教材の作成
- (2) メーカーによるインターネット通販に関する独占禁止法等関係法令の研究及びセミナーの開催
- (3) 「店頭説明員実態調査」の実施
- (4) メーカー説明員が行う表示に製造業表示規約を適用することについての検討
- (5) 取引公正化の推進に関連した情報の共有及び研究

III 家電業界の変化等に対応した公益社団法人体制下における当協議会の適正な運営

会員企業・団体の拡大に向けた取組みを進めるとともに、家電業界の変化等に対応した当協議会の事業内容、組織等の見直しと再構築に努める。また、会員専用サイトを積極的に活用することにより、会員間における情報共有の強化及び迅速化を図る。

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大がもたらしたニューノーマルに適切に対応した協議会の運営
- (2) 会員専用サイトの積極的活用による会員間の情報共有の強化及び迅速化の推進

第2 製造業部会の事業計画

I 規約の厳正かつ適正な運用等

1 製造業表示規約の周知徹底・普及促進、違反被疑事案の調査・是正指導

- (1) 規約違反事案に対する厳正かつ適正な措置
規約違反被疑事案について、迅速に調査を行うとともに、違反事実が認められた場合には、厳正かつ適正な措置を講ずる。
- (2) 規約等の変更に伴う解説書の改訂及び変更内容の周知
ア 規約等の変更を踏まえた解説書の改訂を行うとともに、社内研修用資料の見直し及び変更内容の周知徹底に対する支援を行う。

- イ 規約研修のためのeラーニング用の教材を作成する。
- (3) 取引環境の変化に即した広告・表示に関わる課題に関する調査・研究及び運用基準の見直し等
 - ア 規約、規則、運用基準等の規定に基づき、訴求内容に関連して表示することが義務付けられている事項及びその表示方法について取りまとめを行う。
 - イ スマートフォンを表示媒体とする場合における「前提条件」、「打消し表示」、「補足事項」等について表示を行う際の留意点について取りまとめ、発行する。
 - ウ 菌、ウイルスに対する効能・効果についての訴求の在り方について規定している運用基準等について見直しを行う。
 - エ AIの用語を使用する際の考え方及びインターネット接続に関する注釈表示のあり方等を取りまとめる。
 - オ 最近における家電品の消長、新製品の台頭、販売ルートの変化等の状況を踏まえ、規約の適用対象とすべき「家電品」の範囲について検討を行う。

2 製品業景品規約の周知徹底・普及促進、違反被疑事案の調査・是正指導

(1) 違反行為に対する厳正かつ適正な措置

規約違反被疑事案について、迅速に調査を行うとともに、違反事実が認められた場合には、厳正かつ適正な措置を講ずる。

(2) 「景品規約普及強化月間」の実施

「景品規約普及強化月間」を年2回（合展DM等における景品企画の分析・チェック1回及び製造業支部主催規約研修会の開催1回の計2回）実施することにより、違反行為の未然防止を図る。また、違反事実が認められた場合には、厳正かつ適正な措置を講ずる。

(3) 規約の周知徹底のための研修会、勉強会の開催及び支援

ア 本部主催の規約研修会をWeb会議ツールを活用して開催する。また、上記(2)の「景品規約普及強化月間」における支部主催規約研修会を含め、支部における規約研修会開催を支援することなどにより、規約の周知徹底を図る。

イ 規約研修のためのeラーニング用の教材を作成する。

(4) 事例の研究と事例集の作成

規約の内容の普及・啓発を図るため、研修用テキスト等の内容の充実に努める。また、違反行為該当性に関する判定困難事例については、消費者庁の考え方も踏まえつつ、解釈の確立を図る。

(5) 規約の運用に当たっては、製造業支部及び小売業部会との連携を図る。製造業支部との間では、Web会議ツールを使用して、定期的に意見交換を行う。

3 規約の厳正かつ適正な運用に資する諸施策

(1) 消費者モニター制度及び消費者懇談会等の活用

取引実態の変化等に即した規約の適正かつ効果的な運用や見直しに資するため、消費者モニター制度、消費者懇談会等を活用し、消費者の意見・要望を聴取する。

(2) メーカー希望小売価格撤廃情報の周知

不当な二重価格表示の未然防止を図るため、毎月、会員各社の過去1年分の「価格撤廃一覧表」を価格撤廃情報として当協議会のホームページに掲載することにより、その周知に努める。

(3) 広報活動の推進

ア 一般消費者が当協議会の会員、非会員を容易に識別でき、安心して商品選択ができる取引環境を整備するとともに、会員の規約遵守意識の一層の徹底を図るため、シンボルマーク認知度向上キャンペーンを実施するとともに、シンボルマークのシリーズポスターを半年に1度リニューアルするなどシンボルマークの認知度向上を図るための取組を行う。

イ 当協議会の会報（「家電公取協ニュース」、「家電公取協の活動報告」）、ホームページ、フェイスブックページ等を通じ、規約の運用状況等部会活動の積極的な広報に努める。

ウ 現在既に活用しているフェイスブックページを含め、SNSを通じた広報活動の効果的な運用の在り方について検討を行う。

(4) 支部及び小売業部会との連携・協力等

ア 全国支部長会議及び全国支部活動連絡会議を定期的開催することなどにより、本部と支部との間の連絡調整を緊密に行う。

イ 下記(5)イの支部による規約の普及啓発、関係行政機関との連携強化等の実施について、実施マニュアルの作成及び啓発ツールの整備等必要な支援を行う。

ウ 研修会支援、ツール作成等の活動を通じ、小売業部会が運用する小売業表示規約の一層の周知徹底、普及促進に協力するとともに、常に小売業部会と協議しつつ、部会間の効率的な協力の仕組みについて検討を行う。

エ 小売業部会における規約研修のためのeラーニング用教材の作成を支援する。

オ 小売業部会における委員会活動及び「正しい表示 店頭キャンペーン」等の実施に協力する。

(5) 行政機関及び関係団体との連携強化等

ア 規約の運用に当たり、必要に応じ、消費者庁、公正取引委員会、都道府県の景品表示法担当部署の担当官を講師として招聘した説明会、セミナーを実施するなど行政機関との緊密な連携を図る。

イ 前年度に行った支部による規約の普及啓発、関係行政機関・団体との

連携強化等の具体的内容に関する検討結果を踏まえ、各支部において、支部主催の消費者団体との懇談会の開催等について所要の検討を行う。

ウ 家電業界における適正表示を推進するため、関係工業会から審議要請のある表示に係わる自主基準等について審査を行うとともに、必要に応じ、情報交換、意見交換を実施することなどにより連携の強化を図る。

(6) 非会員事業者の加入促進を図る。

II 公正な取引の推進

1 独占禁止法、景品表示法等に関連するセミナーの開催、調査・研究等を通じた会員におけるコンプライアンス向上の推進及びコンプライアンス関連人材育成の支援

(1) 「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針Q&A」に関するeラーニング用の教材を作成する。

(2) メーカーによるインターネット通販について、独占禁止法、景品表示法、特定商取引法等関係法令に関する研究を行うとともに、外部講師によるセミナーを開催する。

(3) 大規模小売業告示について研究を行うとともに、解説資料を作成する。

2 一般消費者の適正な商品選択を確保する観点からのメーカー説明員に関連した調査・検討

(1) メーカー説明員の識別マークの着用状況、業務内容の定量チェックを内容とする「店頭説明員実態調査」を年2回程度実施する。

(2) メーカー説明員が一般消費者に対して行う表示に製造業表示規約を適用することについて検討を行う。また、当該検討結果を踏まえ、メーカー説明員による表示が同規約に違反することとならないようにするための諸課題について検討を行う。

III 家電業界の変化等に対応した公益社団法人体制下における当協議会の適正な運営

会員企業・団体の拡大を促進する取組みを推進するとともに、家電業界の変化等に対応した当協議会の事業内容、組織等の見直しと再構築に努める。また、会員専用サイトの積極的活用による会員間の情報共有の強化及び迅速化を図る。

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大がもたらしたニューノーマルに適切に対応した協議会運営を図るため、会議、行事のリモート化を推進するとともに、これに伴い必要となる追加的投資の内容について検討を行う。また、会員向け規約研修用eラーニングシステムの導入、規約解説書のデータによる提供など必要な対応を行う。

(2) 会員専用サイトの積極的活用による会員間の情報共有の強化及び迅速化を確かなものとするため、関係情報の同サイトへの速やかな掲載を励行する。

第3 小売業部会の事業計画

I 規約の厳正かつ適正な運用等

1 小売業表示規約及び製品業景品規約の周知徹底・普及促進、被疑事案の調査、是正指導

(1) 規約違反事案に対する厳正かつ適正な措置

規約違反被疑事案については、迅速に調査を行うとともに、違反事実が認められた場合には、厳正かつ適正な措置を講ずる。

(2) 「正しい表示 店頭キャンペーン」の実施及び新たな実施方法等の周知徹底

規約の普及・啓発及び規約違反の未然防止を図るため、地方支部において、都道府県や消費者団体とも緊密に連携して、「正しい表示 店頭キャンペーン」を実施する。また、本年度から導入される同キャンペーンの新たな実施方法等の周知徹底を図る。

「正しい表示 店頭キャンペーン」の円滑な実施に資するため、リモート会議を活用した支部単位での規約研修会を実施する。また、規約研修のためのeラーニング用の教材を作成する。

(3) 本部チラシ調査等の実施

規約違反被疑事案の効果的な把握及びその是正活動を推進するため、本部チラシ調査を年2回実施する。

(4) 取引環境の変化等に伴い新たに生じる規約の運用に関連した諸課題に適切

に対応する。本事業の一環として、ネット通販の拡大に伴い新たに生じる規約運用上の諸課題について、論点を整理し検討を行う。

(5) 前年度実施した消費者モニターアンケートの結果を踏まえ、必要に応じ、

所要の対応策について検討を行う。

(6) 非会員事業者の加入促進を図る。

2 規約の厳正かつ適正な運用に資する諸施策

(1) 消費者モニター制度及び消費者懇談会等の活用

取引実態の変化等に即した規約の適正かつ効果的な運用や見直しに資するため、消費者モニター制度及び消費者懇談会等を活用し、消費者の意見・要望を聴取する。

(2) 広報活動の推進

ア 一般消費者が当協議会の会員・非会員を容易に識別でき、安心して商品選択ができる取引環境を整備するとともに、会員の規約遵守意識の一層の徹底を図るため、シンボルマーク認知度向上キャンペーンの実施、シンボルマークのシリーズポスター等の店頭掲示の徹底など、シンボルマークの認知度向上のための取組を推進する。

イ 当協議会の会報（「家電公取協ニュース」、「家電公取協の活動報告」）、

ホームページ、SNS等を通じ、規約の運用状況等部会活動の積極的広報に努める。

(3) 支部活動の推進及び製造業部会との連携等

ア 支部活動の一層適切な運営を推進する。また、その推進に当たっては、製造業部会とも適切な連携を図るとともに、必要に応じ、同部会とも協議しつつ、部会間の効率的な連携の仕組みについて検討を行う。

イ 支部独自の規約に関する調査を実施するとともに、「支部規約指導委員会」を定期的に開催し、規約違反に対する指導、是正措置等の効果的な活動を行う。

ウ 製造業部会と小売業部会とで運用する製品業景品規約に関し、支部を通じ、会員への周知、普及活動を行う。

(4) 行政機関との連携の強化等

「正しい表示 店頭キャンペーン」の実施等規約の運用に当たり、消費者庁、公正取引委員会及び都道府県の景品表示法担当部署との連携を密にする。

II 公正な取引の推進

会員のコンプライアンスの向上を図る観点から、会員の関心の高い独占禁止法、景品表示法等に関連するテーマを取り上げ、行政機関の担当官等の専門家を講師に招聘し、セミナーを開催する。

以上